

熊本県公報

第12894号
令和2年(2020年)
1月28日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止…………… (社会福祉課) 1
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定…………… (") 1
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 2
- 熊本県土地利用基本計画の変更…………… (地域振興課) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 2
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除…………… (砂防課) 3
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (") 3

公 告

- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 3
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 4

登 載 依 頼

- 令和元年度(2019年度)第2回熊本県文化財保護審議会の開催… (文化財保護審議会) 5

告 示

熊本県告示第63号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和2年(2020年)1月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
泰泉堂牟田医院	上益城郡御船町御船935	令和元年(2019年) 12月15日

熊本県告示第64号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和2年(2020年)1月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
牟田内科医院	上益城郡御船町御船935	令和元年(2019年) 12月16日

(歯科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
佐々木人吉駅歯科	人吉市中青井町309-5	令和元年(2019年) 12月1日

(訪問看護)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーション ココナ	菊池郡大津町大字引水21 8-3 グランディオーソ A-102号室	令和2年(2020年) 1月1日

熊本県告示第65号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和2年（2020年）1月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年（2020年）1月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本高森線	上益城郡益城町大字杉堂 1522番1地先から 同所 1529番1地先まで	57.0	災害復旧

2 供用を開始する期日 令和2年（2020年）1月28日

熊本県告示第66号

熊本県土地利用基本計画（昭和50年（1975年）熊本県告示第537号）の一部を変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定により次のとおりその要旨を公表する。

令和2年（2020年）1月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 熊本県土地利用基本計画の変更の要旨

変更地域名	市町村名	変更部分の面積	変更を必要とする理由
御船農業地域	御船町	11ヘクタールの縮小	御船町が同町小坂地区に新たに用途地域を指定することに伴い、農業振興地域を縮小する必要があるため
相良森林地域	相良村	2ヘクタールの縮小	林地開発により現況が森林ではなくなり、地域森林計画対象民有林から除外する必要があるため
小国森林地域	小国町	7ヘクタールの縮小	同上
菊池森林地域	菊池市	3ヘクタールの縮小	同上
山鹿和水森林地域	山鹿市 和水町	3ヘクタールの縮小	同上
山鹿和水森林地域	山鹿市 和水町	4ヘクタールの縮小	同上
大津森林地域	大津町	41ヘクタールの縮小	同上

2 変更に係る熊本県土地利用基本計画の閲覧場所
熊本県企画振興部地域・文化振興局地域振興課（県庁行政棟本館6階）
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県告示第67号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和2年（2020年）1月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字中松字壇城2137番17、2137番18、字尻無2206番5から2206番8まで、2206番16、字鉢ノ窪4239番12

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1)立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字壇城2137番17・字尻無2206番7・2206番8・2206番16（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第68号

平成21年(2009年)3月31日熊本県告示第302号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和2年(2020年)1月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
小池(A)	宇土市長浜町	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
小池(B)-1	宇土市長浜町	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
小池1	宇土市長浜町	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり

(別図1から3までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第69号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年(2020年)1月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
小池(A)	宇土市長浜町	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
小池(B)-1	宇土市長浜町	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
小池1	宇土市長浜町	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり

(別図1から3までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

熊本県公告第55号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年(2020年)1月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字蛙石1863番、同1864番1及び里道の一部
3,357.39平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市東区健軍二丁目18番26号
熊本入大株式会社

熊本県公告第56号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和2年（2020年）1月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社アドバンス	菊池市旭志尾足	菊池市旭志新明字登里肥1065番ほか20筆
中野尾 晃	玉名市玉名	玉名市玉名字石尺587番1ほか1筆
小浜あぐり合同会社	玉名市小浜	玉名市小浜字前牟田933番1ほか3筆
中村 輝美	玉名市天水町小天	玉名市天水町小天字北大刈6040番2ほか2筆
農事組合法人野口	玉名市岱明町野口	玉名市滑石字西牟田67番ほか1筆
一般財団法人たまな創生館	玉名市滑石	玉名市滑石字野中1098番1ほか1筆
一般財団法人たまな創生館	玉名市滑石	玉名市滑石字野中1064番ほか1筆
坂崎 伸治	八代市東陽町南	八代市東陽町北字五反田781番1ほか2筆
村上 秀憲	八代市東陽町北	八代市東陽町北字棚田2216番
島崎 武美	八代市東陽町北	八代市東陽町北字棚田2217番ほか3筆
堺 幸助	八代市東陽町北	八代市東陽町北字棚田2244番
松田 清	八代市東陽町北	八代市東陽町北字五反田694番1ほか18筆
平野 富男	八代市東陽町北	八代市東陽町北字棚田2218番ほか3筆
澤村 修治	八代市東陽町北	八代市東陽町北字五反田692番ほか1筆
澤村 修治	八代市東陽町北	八代市東陽町北字棚田2229番ほか3筆
松田 清	八代市東陽町北	八代市東陽町北字五反田825番1ほか1筆
沼田 廣光	八代市東陽町南	八代市東陽町北字五反田695番
押方 信博	八代市東陽町北	八代市東陽町北字五反田889番ほか2筆
赤池 嗣矢	人吉市赤池水無町	人吉市上田代町字中原1802番ほか1筆
中神 サヨ子	人吉市中神町馬場	人吉市下漆田町字宮ノ前3075番ほか11筆
恒松 信孝	人吉市大畑麓町	人吉市下漆田町字宮ノ前3072番
農事組合法人戸越原野組合	人吉市下戸越町	人吉市上戸越町字上落1808番ほか3筆
桁山 幸男	天草市天草町高浜北	天草市天草町高浜北字上原2771番1ほか2筆
農事組合法人美農里かわうら	天草市河浦町河浦	天草市河浦町河浦字元下田769番1ほか3筆
山下 秋男	天草市新和町大多尾	天草市新和町小宮地字平良2033番1ほか1筆
淀川 洋一	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字山ノ口1709番
農事組合法人天草営農組合	天草市下浦町	天草市志柿町字古手新田5053番1ほか2筆

農事組合法人楠 浦宮農組合	天草市楠浦町	天草市亀場町亀川字亀島815番317ほ か1筆
山根 圭一	天草市本町本	天草市本町本字雲帯山934番1
寺岡 きよみ	天草市下浦町	天草市下浦町字大平4883番1ほか12 筆

2 認可年月日

令和2年(2020年)1月21日

登 載 依 頼**熊本県文化財保護審議会公告第2号**

熊本県文化財保護審議会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりである。

令和2年(2020年)1月28日

熊本県文化財保護審議会 会長 山尾 敏孝

1 開催日時

令和2年(2020年)1月31日(金曜日)午後1時30分から

2 開催場所

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟 本館5階 審議会室

3 議題

- (1) 諮問事項
文化財の熊本県指定に関する諮問
- (2) 報告事項
平成28年熊本地震による被災文化財の復旧状況について
- (3) その他
来年度以降の熊本県指定文化財候補について

4 傍聴者の定員

5人

5 傍聴手続

会議開催15分前に会議会場で先着順に受付を行い、定員になり次第終了する。

6 傍聴における留意事項

諮問案件及び報告事項のみを公開する。

7 問合せ先

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県教育庁教育総務局文化課文化財調査班
(電話096-333-2706)